

新旧対照表

新	旧
高知県木材安定供給推進事業検査内規 第1～第3 「略」 第4 書類検査は次により行う。 ア～ス 「略」 セ <u>省力・低コスト造林対策のうち再造林のトータルコスト削減・省力化</u>の①一貫作業にあつては、搬出材積量（用材、チップ材、末木枝条等）を証明する書類、地拵えの状況及び植栽した樹種、本数を確認する。 ソ <u>省力・低コスト再造林対策のうち再造林のトータルコスト削減・省力化</u>の人工造林にあつては、地拵えの状況及び植栽した樹種・本数を確認し、要綱別表第1の補助対象経費の区分の要件のいずれかを満たしていることを確認する。下刈りにあつては、それぞれの実施基準に適合したものであるかを確認する。なお、実施基準については、高知県造林事業に準ずるものとする。 タ 間伐材生産、<u>省力・低コスト造林対策のうち再造林のトータルコスト削減・省力化</u>は過去5年間に同一施行地において、除間伐の補助事業を実施していないことの確認を行う。 チ <u>省力・低コスト造林対策のうち下刈りについては、国庫補助事業に関わらず同一施業地における下刈り回数の確認を行う。また、隔年下刈りの場合については、前年度に同一施行地において国庫補助事業に関わらず下刈りを実施していないことの確認を行う。</u> ツ 熱中症対策経費の加算がある場合は、<u>事業期間が</u>7月1日から9月30日までの期間<u>のうち</u>過半を占めることを業務記録等により確認する。 <u>テ 技能者加算がある場合は、交付申請のあった事業主体（事業主体が県・市町村・森林整備法人である場合は、その請負事業者）に技能者が3割以上在籍していることを、高知県の民間事業者名簿等で確認する。なお、取得状況に変動があり、名簿に記載がない場合は別途確認する。</u> ト～三 「略」 <u>ス 要綱、要領及び実施基準等の規定に定める実績報告書及び添付書類等の審査確認を行い、適用する補助金額等を別紙様式1の木材安定供給推進事業補助金額算出表を作成する。これにより難しい場合は、個別に算出表を作成する。</u> セ～ヅ 「略」	高知県木材安定供給推進事業検査内規 第1～第3 「略」 第4 書類検査は次により行う。 ア～ス 「略」 セ 低コスト<u>再</u>造林対策のうち一貫作業<u>システム</u>にあつては、搬出材積量（用材、チップ材、末木枝条等）を証明する書類、地拵えの状況及び植栽した樹種、本数を確認する。 ソ 低コスト<u>再</u>造林対策のうち<u>一貫作業システム及び低コスト造林</u>の人工造林にあつては、地拵えの状況及び植栽した樹種・本数を確認し、<u>低コスト造林の人工造林はこれ加えて、</u>要綱別表第1の補助対象経費の区分の要件のいずれか満たしていることを確認する。下刈りにあつては、それぞれの実施基準に適合したものであるかを確認する。なお、実施基準については、高知県造林事業に準ずるものとする。 タ 間伐材生産、低コスト<u>再</u>造林対策のうち<u>一貫作業システム及び低コスト造林</u>は過去5年間に同一施行地において、除間伐の補助事業を実施していないことの確認を行う。 チ 低コスト<u>再</u>造林対策のうち下刈りについては、国庫補助事業に関わらず同一施業地における下刈り回数の確認を行う。また、隔年下刈りの場合については、前年度に同一施行地において国庫補助事業に関わらず下刈りを実施していないことの確認を行う。 ツ <u>低コスト再造林対策のうち下刈りについて、</u>熱中症対策経費の加算がある場合は、7月1日から9月30日までの期間に事業期間の過半を占める下刈りを行っていることを業務記録等により確認する。 <u>（新設）</u> ト～ト 「略」 三 要綱、要領及び実施基準等の規定に定める実績報告書及び添付書類等の審査確認を行い、適用する補助金額等を別紙様式1の木材安定供給推進事業補助金額算出表を作成する。 セ～ヒ 「略」

新旧対照表

新	旧
第5 現地検査は次により行う。 ア 間伐材生産、<u>省力・低コスト造林対策のうち再造林のトータルコスト削減・省力化</u>の検査は、1 施行地ごとに行う。ただし、間伐材生産にあつては、1 施行地面積が3 ha 以下、<u>再造林のトータルコスト削減・省力化</u>にあつては、1 施行地面積が2 ha 以下の施行地については現地検査を省略できる。なお、この場合であっても、1 申請の施行地のうち、乱数表を用いて無作為に抽出した1 0 %以上に相当する数の施行地の現地検査を行うものとする。 なお、鳥獣害防止施設については造林補助事業に準じて検査を行い、また、森林作業道については、路網の整備の森林作業道に準じて検査を行う。 イ～カ 「略」 キ <u>省力・低コスト造林対策のうち再造林のトータルコスト削減・省力化</u>の検査は次により行うものとする。 (ア)～(カ) 「略」 ク 「略」 第7 「略」 附則 (施行期日等) 1 ～10 「略」 <u>11 この内規は、令和8年9月8日から施行する。</u>	第5 現地検査は次により行う。 ア 間伐材生産、低コスト<u>再造林対策のうち一貫作業システム及び低コスト造林</u>の検査は、1 施行地ごとに行う。ただし、間伐材生産にあつては、1 施行地面積が3 ha 以下、<u>低コスト再造林対策のうち一貫作業システム及び低コスト造林</u>にあつては、1 施行地面積が2 ha 以下の施行地については現地検査を省略できる。なお、この場合であっても、1 申請の施行地のうち、乱数表を用いて無作為に抽出した1 0 %以上に相当する数の施行地の現地検査を行うものとする。 なお、鳥獣害防止施設については造林補助事業に準じて検査を行い、また、森林作業道については、路網の整備の森林作業道に準じて検査を行う。 イ～カ 「略」 キ 低コスト<u>再造林対策のうち一貫作業システム及び低コスト造林</u>の検査は次により行うものとする。 (ア)～(カ) 「略」 ク 「略」 附則 (施行期日等) 1 ～10 「略」 <u>11 (新設)</u>

新旧対照表

新	旧																																				
別記様式 1 「略」 別記様式 2 令和 年度 木材安定供給推進事業検査野帳（間伐材生産） 「略」 ○加算等 <table><tr><td>衛星通信機器等の活用</td><td>有</td><td>無</td></tr><tr><td>熟中症加算期間（過半）</td><td>有</td><td>無</td></tr><tr><td>技能者が3割以上在籍</td><td>有</td><td>無</td></tr></table> 「略」 注 1 ～ 3 「略」 別記様式 3 令和 年度 木材安定供給推進事業検査野帳（作業道等） 「略」 ○加算等 <table><tr><td>衛星通信機器等の活用</td><td>有</td><td>無</td></tr><tr><td>熟中症加算期間（過半）</td><td>有</td><td>無</td></tr><tr><td>技能者が3割以上在籍</td><td>有</td><td>無</td></tr></table> 「略」 注 「略」	衛星通信機器等の活用	有	無	熟中症加算期間（過半）	有	無	技能者が3割以上在籍	有	無	衛星通信機器等の活用	有	無	熟中症加算期間（過半）	有	無	技能者が3割以上在籍	有	無	別記様式 1 「略」 別記様式 2 令和 年度 木材安定供給推進事業検査野帳（間伐材生産） 「略」 ○衛星通信機器等 <table><tr><td>衛星通信機器等の活用</td><td>有</td><td>無</td></tr><tr><td>「新設」</td><td>「新設」</td><td></td></tr><tr><td>「新設」</td><td>「新設」</td><td></td></tr></table> 「略」 注 1 ～ 3 「略」 別記様式 3 令和 年度 木材安定供給推進事業検査野帳（作業道等） 「略」 ○衛星通信機器等 <table><tr><td>衛星通信機器等の活用</td><td>有</td><td>無</td></tr><tr><td>「新設」</td><td>「新設」</td><td></td></tr><tr><td>「新設」</td><td>「新設」</td><td></td></tr></table> 「略」 注 「略」	衛星通信機器等の活用	有	無	「新設」	「新設」		「新設」	「新設」		衛星通信機器等の活用	有	無	「新設」	「新設」		「新設」	「新設」	
衛星通信機器等の活用	有	無																																			
熟中症加算期間（過半）	有	無																																			
技能者が3割以上在籍	有	無																																			
衛星通信機器等の活用	有	無																																			
熟中症加算期間（過半）	有	無																																			
技能者が3割以上在籍	有	無																																			
衛星通信機器等の活用	有	無																																			
「新設」	「新設」																																				
「新設」	「新設」																																				
衛星通信機器等の活用	有	無																																			
「新設」	「新設」																																				
「新設」	「新設」																																				

新旧対照表

新	旧
---	---

別記様式 4

令和 年度 木材安定供給推進事業検査野帳（省力・低コスト造林対策）

「略」

○加算等

衛星通信機器等の活用	有	無
<u>熟中症加算期間（過半）</u>	<u>有</u>	<u>無</u>
<u>技能者が3割以上在籍</u>	<u>有</u>	<u>無</u>

「略」

注 「略」

別記様式 4

令和 年度 木材安定供給推進事業検査野帳（低コスト再造林対策）

「略」

○衛星通信機器等

衛星通信機器等の活用	有	無
<u>「新設」</u>	<u>「新設」</u>	
<u>「新設」</u>	<u>「新設」</u>	

「略」

注 「略」